

25年度補正予算案など27案件を可決

その他

●契約の締結について (ふれあいの農業の郷歩道橋(下部工)工事) 市原建設工業株式会社と2億628万円で契約を締結。

●路線の廃止について 土地区画整理事業及び公園建設事業により起終点等に変更が生じたため、市道路線を廃止。

●路線の認定について 土地区画整理事業及び開発行為等により築造された道路を市道路線として認定。

●議決事件の一部変更について 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の変更契約を締結。変更後の契約金額は次の通り。「黒沢池近隣公園整備工事」2億1,624万7,500円「八千代市立八千代台東小学校校舎改築(建築)工事」13億5,247万6,320円「同校校舎改築(電気設備)工事」2億2,951万1,440円「同校校舎改築(機械設備)工事」1億7,066万7,960円「八千代市総合グラウンド建設工事」9億833万6,400円

●監査委員の選任について(2件) 25年8月31日付けで辞職したことに伴い、新たに江頭博彦氏を選任することに同意。他1件については、不同意。

●固定資産評価員の選任について 25年12月31日付けで退職することに伴い、新たに瀬能尾光男氏を選任することに同意。

諸般の行政報告

■台風26号の被害状況と市の対応 強い勢力を維持しながら10月16日の午前中に伊豆諸島及び関東地方に最接近した台風26号は、千葉県各地で土砂崩れ、床上や床下浸水の被害、鉄道、高速道路などの交通機関に運休や欠航、通行止めの発生など大きな被害をもたらしました。

本市でも、前日からの総雨量が306ミリメートルに達し、16日午前6時には、平成3年以降では最大の雨量となる時間雨量58.5ミリメートルを観測し、八千代1号幹線付近を中心に市内各地で浸水被害等が発生しました。

10月30日現在の集計では、床上浸水197棟、うち住家が154棟、床下浸水191棟、うち住家178棟、道路冠水18カ所、倒木20件、がけ崩れ8カ所のほか、農作物の被害が約700万円で、軽症ではありましたが、人的被害も2件発生しています。

被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

市の対応など詳しくは、広報やちよ11月1日号、12月15日号に掲載。

■八千代1号幹線沿いの水位警報装置 広報やちよ11月1日号、12月15日号に掲載

25年第4回定例市議会が11月27日から12月19日まで行われ、25年度補正予算案など28案件を審議し、25案件が原案通り可決、2案件が修正可決、1案件が不同意となりました。

また、議員発議案の「八千代市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定」についても可決されました。

※新規制定条例の条文は省略します

予算案

●25年度八千代市一般会計補正予算(第5号) 歳入歳出それぞれ1億6,879万7,000円を追加し、総額が521億5,032万5,000円となりました。

●25年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ4億388万9,000円を追加し、総額が191億2,438万円となりました。

●25年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出それぞれ377万5,000円を追加し、総額が88億5,378万円となりました。

●25年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ455万4,000円を追加し、総額が16億5,552万9,000円となりました。

●25年度八千代市水道事業会計補正予算(第2号) 収益的収入及び支出の補正において、支出を430万2,000円減額し、総額が31億7,348万7,000円となりました。資本的収入及び支出の補正において、収入を6億円減額し、総額が12億3,349万6,000円に、支出を1,105万8,000円減額し、総額が31億9,422万8,000円となりました。

●25年度八千代市公共下水道事業会計補正予算(第2号) 収益的収入及び支出の補正において、収入を302万7,000円減額し、総額が27億6,212万1,000円に、支出を1,367万1,000円減額し、総額が29億2,886万5,000円となりました。

資本的収入及び支出の補正において、収入を8万4,000円減額し、総額が7億3,285万円に、支出を1,142万4,000円減額し、総額が16億6,240万2,000円となりました。

条例案

●八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の制定について 八千代市総合グラウンド

を設置するため、条例を制定。

●八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について 一般職員の給料の額を減額するため、条例を制定。

●八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について 地方税法の一部改正に伴い、条例を改正。

●八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 確認申請手数料等の額を改定する等のため、条例を改正。

●使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(修正可決) 消費税法等の一部改正に伴い、条例を提出。題名を「八千代市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例」から改める修正案を可決し、条例を改正。

●八千代市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 自動二輪車の駐車場を設置するため、条例を改正。

●八千代市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について 環境経営応援資金を定める等により利用者の利便性を図るため、条例を改正。

●八千代市中小企業資金融資条例の利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について 利子補給要件の適正化を図るため、条例を改正。

●八千代市下水道条例の一部を改正する条例の制定について(修正可決) 下水道使用料の額を改定する等のため、条例を提出。一般家庭用の従量料金のうち1立方メートル~20立方メートルの区分に係る平成26年7月1日からの改定部分を削除するなどの修正案を可決し、条例を改正。

●八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 消防法施行令の一部改正に伴い、条例を改正。

●八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の額を初任給が民間との間に相当程度の差を生じている状況にあることから、初任給を中心に、若年層に限定して給与月額を改定する等のため、条例を改正。

●八千代市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について 次回の一般選挙から八千代市議会議員の定数を28人とするため、条例を改正。

微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の方法を見直しました

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが直径2.5マイクロメートル以下のものをPM2.5と呼んでいます。

PM2.5は県内31カ所の一般環境大気測定局で毎日測定されています。広範囲の地域にわたって、PM2.5による健康への影響が懸念される日は、県からの情報提供をもとに、「防災行政無線」や「やちよ環境情報メール」などで注意喚起を行っています。

昨年12月10日から、この注意喚起の内容が次の通り変わりました。①県内が「県北部・中央地域」と「九十九里・南房総地域」の2地域に区分されました。八千代市は「県北部・中央地域」に該当します。

②県北部・中央地域内の一般環境大気測定局におけるPM2.5濃度の1日の平均値が70マイクログラム/立方メートルを超えると予想される場合に、午前9時頃または午後1時頃に注意喚起を行います。注意喚起は原則として、当日に限って適用されます。

③注意喚起を実施した後、県北部・中央地域内28カ所全ての一般環境大気測定局において、PM2.5の濃度が午後4時までに2時間連続して50マイクログラム/立方メートルを下回った場合には、濃度が改善されたことをお知らせします。

そのほか、PM2.5の注意喚起に関する情報など詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。(環境保全課)

成人式に出席できなかった人へ

1月13日(祝)の成人式に出席できなかった人に記念品(電子体温計)をお渡しします。受け取りの際は、成人式案内はがきを持参してください。はがきを失くした人は青少年課☎(481)0306へご連絡ください。

▼期間 1月20日(月)~2月28日(金) ▼場所 教育委員会庁舎1階 青少年課(月曜~金曜日の午前8時30分~午後5時)または、各公民館(第3日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時) (青少年課)

都市計画道路の一部区間が開通しました

都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線のうち、下図の区間約210メートルが12月18日に開通しました。この道路の整備により、新川大橋通りから市消防本部方面が直進できるようになりました。また、新規開通区間には歩行者の安全確保のため両側に歩道も整備しました。(都市計画課)

